

大阪市独自支援策 所得減少世帯に対する臨時特別給付金 支給要件確認書送付のご案内

大阪市では、コロナ禍における社会情勢の変化により、所得が減少し、暮らしに不安を抱えているにもかかわらず、国の支援が届きにくい「課税世帯」に対し、大阪市独自の支援策として、臨時特別給付金を給付します。

あなたの世帯は、基準日(令和3年12月10日)時点のすべての世帯員の令和2年分の対象所得金額の合計額が令和元年分に比べて新型コロナウイルス感染症の影響により3割以上減少している場合は「所得減少世帯に対する臨時特別給付金」の支給要件に該当します。

本状の内容を確認のうえ、同封の「所得減少世帯に対する臨時特別給付金支給要件確認書」に必要事項を記入し、返信用封筒にて返送していただくか、専用ホームページから手続きしてください。

支給要件

- ・基準日(令和3年12月10日)時点で大阪市の住民基本台帳に記録されているすべての世帯員の令和2年分の対象所得金額の合計額が令和元年分に比べて、新型コロナウイルス感染症の影響により3割以上減少している世帯

- ※ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(国の制度)における「住民税非課税世帯」を除きます。
- ※ 対象所得金額の合計には、譲渡所得・一時所得や分離課税の所得を除きます。

手続き出来る方

支給要件に該当する世帯の世帯主

支給額

1世帯あたり**10万円**

- ※ 所得減少世帯に対する臨時特別給付金は所得税、市民税、府民税の課税対象となることがあります。

手続き方法

- ・確認書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて郵送による手続き。
- ・専用ホームページからオンラインによる手続き。
- ※ なお、区役所では確認書の受付は行っておりません。

手続き期日



郵送の場合

令和4年9月30日(金) 消印有効



オンラインの場合

令和4年9月30日(金)まで

- ・振込口座の変更をする場合オンラインでの手続きは、4月上旬からになります。くわしくは、専用ホームページでお知らせいたします。

支給予定

手続き後、不備などがなければおおむね1か月程度で振込みの予定です。なお、下記の専用HPにおいて、確認書に記載の「お問合せ番号」を用いて受付状況などを確認できます。郵送手続きの場合、「本人保管用」は切り離し大切に保管してください。

お問合せ

大阪市所得減少世帯臨時特別給付金コールセンター

9:00～20:00(土日祝9:00～17:30)

※上記の時間・曜日は、変更する場合がありますので専用ホームページ等を確認してください。

TEL: **0120-923-771 06-7223-9386**

FAX:0120-947-042 MAIL:info@osaka-shotokugenshokyufu.jp

専用ホームページ

オンラインでの
手続き及び
受付状況等の
確認はこちら

大阪市所得減少世帯臨時特別給付金

検索

<https://osaka-shotokugenshokyufu.jp/>

オンラインでの手続きをされた場合は、[こちらからもアクセスできます。](#)
書面による手続きは不要です。書面は記入せず、返送も行わないでください。

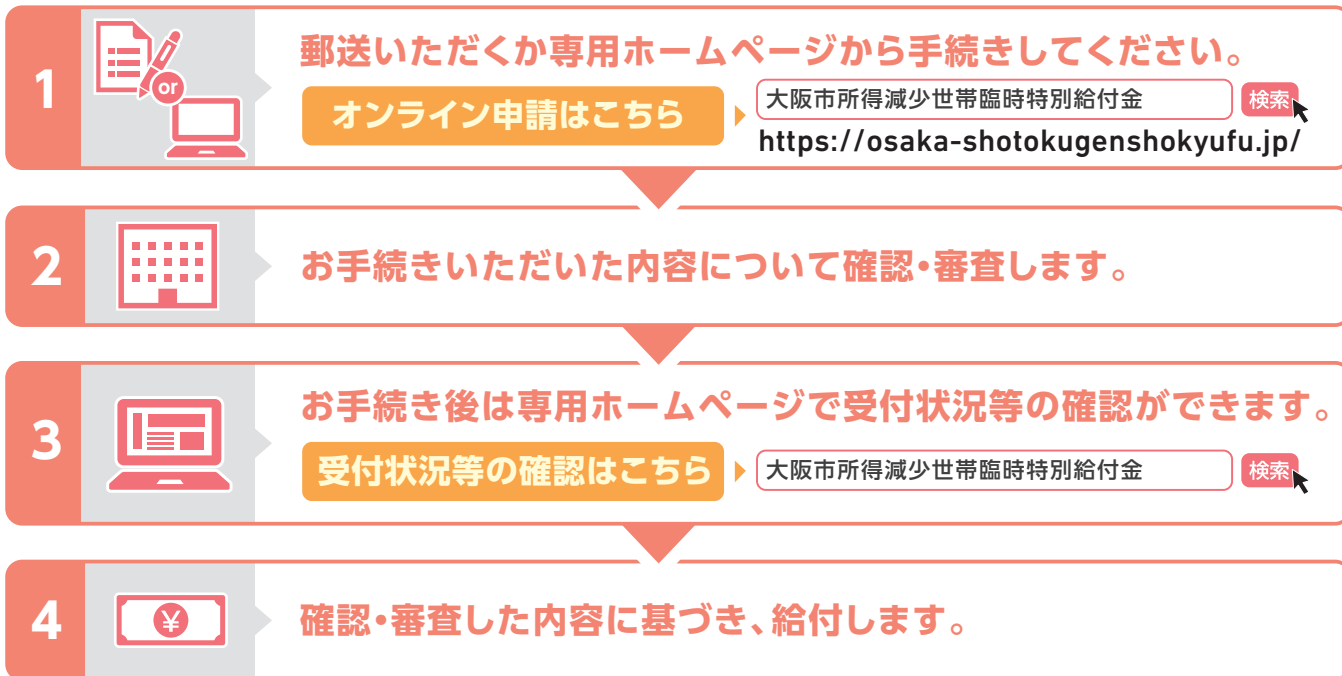


お手続き方法

キリトリ線の右側の確認書の確認欄の支給要件、同意事項など十分にご確認のうえ、世帯主の方がチェック欄(□)に✓を記入したうえで、**同封の返信用封筒にて郵送していただくか、専用のホームページから手続きしてください。**

郵送していただく場合は、左側の本人保管用の書類は大切にお持ちください。

お手続きの流れ



本人保管用について

000-0000 郵便区内特別
大阪市北区中之島〇〇〇〇〇

通称名 太郎 様

01234567890

大切に保管してください。この書類はお問合せの際に必要な書類となります。

大阪 太郎 様
通称名 太郎 様

大阪市長 松井 一郎

大阪市独自支援策 所得減少世帯に対する臨時特別給付金に関するお知らせ

あなたの世帯は、令和3年度と令和2年度の大阪市個人市・府民税の所得情報により、基準日(令和3年12月10日)時点で本市の住民基本台帳に記載されているすべての世帯主の令和2年分の対象所得金額の合計が令和元年分に比して3割以上減少している世帯に該当します。
新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の総所得金額の合計が3割以上減少している場合は、所得減少世帯に対する臨時特別給付金^{※2}の支給要件に該当^{※3}するため、以下のとおり支給方法等をお知らせします。
本状及び同封の「ご案内」の内容を確認のうえ、右側の「所得減少世帯に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を同封の返信用封筒にて返送していただくか、専用ホームページから手続きしてください。
※1 対象所得金額の合計には、立派給付の所得や雑所得(一時所得を除く)。 ※2 所得減少世帯に対する臨時特別給付金は所得税、市税、府民税の課税対象となる場合があります。

振込口座	
振込口座	口座振込
振込口座	三井住友銀行 中之島支店 普通 〇〇〇****
口座名義	オオサカ タロウ
支給額	100,000円

上記に記載されている口座情報は、令和2年度に実施しました「特別定額給付金」の支給口座を記載しています。特別定額給付金を代理人の口座振込としていた場合など、世帯主の口座振込が無い場合には、口座は空欄となっています。

〈給付金の支給方法について〉

- オンラインでの手続きを希望する場合
右側「確認書」のURLもしくはQRコードより専用ホームページへアクセスのうえ、手続きしてください。申請締切は令和4年9月30日(金)です。余裕をもって手続きをお願いいたします。
- 振込口座を変更しない場合
右側「確認書」の確認欄のチェック欄(□)に✓を記入したうえで、「振込口座について」内の「口座変更なし」チェック欄(□)に✓を記入してください。
・以上で記入は終わりですので、「確認書」裏面には何も貼り付けずに切り離して、返信用封筒にて返送してください。
- 振込口座が空欄、又は振込口座を変更する場合
新たな振込口座の申出が必要ですので、振込口座が確認できる書類のコピーを、右側「確認書」の裏面にのりなどで貼り付けてください。なお、振込口座は世帯主の名義のものに限ります。
- 代理確認及び代理受給について
本状の確認や、給付金の受給を代理人が行う場合には、別途「代理申請・確認申出書」の添付が必要です。詳しくは専用ホームページをご確認いただくか、下記コールセンターまでお問合せください。

お問合せ
大阪市所得減少世帯臨時特別給付金コールセンター 0120-923-771
TEL: 06-7223-9386

この書類(本人保管用)はお問合せの際に必要な書類となります。切り離して大切に保管してください。

お問合せの際には「お問合せ番号」を申し出てください。また専用ホームページにおいて「お問合せ番号」により、受付状況などを確認することができます。

令和2年度に実施しました「特別定額給付金」の支給口座を記載しています。「特別定額給付金」の支給口座を代理人の口座としていた場合など、世帯主の口座情報が無い場合には、振込口座は空欄となっています。

確認書 記入例

記入内容などに不備があった場合は、給付までに時間がかかる場合があります。十分に確認のうえ、記入してください。

表面

お問合せ番号 XX XXXXXXX X

返送用

市独 確認書

01234567890

大阪市独自支援策 所得減少世帯に対する臨時特別給付金支給要件確認書

大阪 太郎 様
通称名 太郎 様

確認欄 上記に記載の世帯主の方が、下記の支給要件・同意事項など十分にご確認のうえ、相違ない場合には、チェック欄(□)に✓を記入してください。

1 [支給要件] 新型コロナウイルス感染症の影響により、すべての世帯主の令和2年分の対象所得金額の合計が令和元年分に比して3割以上減少している世帯である。
[同意事項] 上記に当てはまらない場合は、支給要件に該当せず、給付金を受け取れないこと。給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、大阪市の給付金の返還を求められる場合があること。同意に虚偽の確認をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があること。

上記の内容に全て相違ありません。本欄は世帯主自身が確認しました。

確認日 令和4年 月 日

世帯主の生年月日 (朝) (大) (都) (平) 年 月 日 連絡先電話番号

2 振込口座に変更がない場合は、下記のチェック欄(□)に✓を記入してください。
「口座変更なし」の場合は、左側「お知らせ」にあらかじめ記載の振込口座に給付金を振り込みます。

振込口座について 口座変更なし ※「口座変更なし」の場合は、口座確認書類のコピーの貼り付けは不要です。

振込口座が「変更なし」の場合は、以上で確認書の記入は終わりです。これより下には何も記入しないでください。裏面には何も貼り付けしないでください。

3 **口座変更欄** 振込口座が空欄、又は振込口座を変更する場合
・左側「お知らせ」に記載の振込口座が空欄、又は振込口座を変更する場合は、下記のチェック欄(□)に✓を記入のうえ、裏面に「振込口座が確認できる書類のコピー」を貼り付けてください。
・振込口座は世帯主の名義のものに限ります。
・振込口座を変更しない場合は、下のチェック欄(□)には何も記入せず、裏面には何も貼り付けしないでください。
・振込口座を変更する場合は、口座情報の確認のために処理日数がかかる場合があります。

振込口座を変更する。裏面に「振込口座が確認できる書類のコピー」を貼り付けてください

本給付金は、迅速に支給するために口座振込を原則としておりますが、口座振込が困難な場合は、コールセンターへご相談ください。

専用ホームページから受付及び受付状況の確認ができます。

オンラインでの手続き及び受付状況等の確認はこちら

大阪府 大阪市所得減少世帯臨時特別給付金 検索

<https://osaka-shotokugenshokyufu.jp/>

オンラインでの手続きをされた場合は、書面による手続きは不要です。書面は記入せず、返送も行わないでください。

01-1234567-a DA1

- 1 世帯主の方がチェック欄(□)に✓を記入してください。世帯主の生年月日を記入してください。日中に連絡がとれる電話番号を記入してください。
- 2 本人保管用(左側の「お知らせ」)に記載の振込口座を変更しない場合はこのチェック欄(□)に✓を記入してください。以上で確認書の記入は終わりです。同封の返信用封筒で返送してください。これより下には何も記入せず、裏面には何も貼り付けしないでください。
- 3 本人保管用(左側の「お知らせ」)に記載の振込口座が空欄、または振込口座を変更する場合は、このチェック欄(□)に✓を記入のうえ、必ず裏面に振込口座が確認できる書類のコピーを「貼り付け場所」に貼り付けてください。

裏面

振込口座の確認書類について

振込口座が空欄、又は振込口座を変更する場合は、この面に振込口座が確認できる書類のコピーを貼り付けて、返信用封筒にて返送してください。
振込口座が「変更なし」の場合は振込口座が確認できる書類のコピーは不要です。この面には何も貼り付けしないでください。

4 貼り付け場所 (「振込口座がわかる書類」のコピーをここに貼り付けてください)

振込口座が確認できる書類のコピー

・金融機関名・支店名(支店コード)・預金種別・口座番号・口座名義(カナ)がわかる通帳(通帳がない場合はキャッシュカード)

下記のいずれか1つのコピーを必ず貼り付けてください。

通帳 (ゆうちょ銀行以外の場合) 通帳 (ゆうちょ銀行の場合) キャッシュカード (通帳がない場合など)

必ず金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できる面のコピーを貼り付けてください。
※ゆうちょ銀行の通帳の場合は通帳見開きのページ全面のコピーを貼り付けてください。
※旧銀行や支店が統合されたキャッシュカードの場合は確認ができない場合があります。

・必要事項がはっきりとわかるようコピーしてください。コピーが読み取れない場合は、振込ができないことがあります。
・振込口座について「口座変更なし」のチェック(□)が無い場合でも、振込口座が確認できる書類のコピーが貼り付けられていない場合には、「お知らせ」にあらかじめ記載の振込口座に給付金を振り込みません。

- 4 振込口座が空欄、または振込口座を変更する場合は、振込口座が確認できる書類のコピーを「貼り付け場所」に貼り付けてください。なお、振込口座は世帯主の名義のものに限ります。
※本状の確認や、給付金の受給を代理人が行う場合には、別途「代理申請・確認申出書」の添付が必要です。詳しくは専用ホームページをご確認いただくか、コールセンターまでお問合せください。

よくある質問

Q なぜ、このような確認書が送られてきたのでしょうか？

A 令和3年度と令和2年度の大阪市個人市・府民税の課税情報により、給付金の支給要件に該当すると見込まれる世帯主に対し確認書を送付しています。

Q オンライン申請について教えてください。

A 下記URLから専用ホームページにアクセスいただき、申請フォームより申請してください。詳細な手続き方法についても、専用ホームページからご確認いただけます。オンラインでの申請の場合は確認書の返送は不要です。

大阪市所得減少世帯臨時特別給付金

検索

<https://osaka-shotokugenshokyufu.jp/>

こちらからもアクセスできます。



Q あらかじめ振込口座が記載されているのはなぜでしょうか？

A 速やかに振り込みが行えるよう、令和2年度に実施しました「特別定額給付金」の支給口座を記載しています。

他市から転入された場合や、特別定額給付金の振込口座を代理人の口座としていた場合など、世帯主の口座情報が無い場合には「振込口座等」の欄は空欄となっておりますので、新たな振込口座の申出が必要です。確認書の裏面に、振込口座のわかる書類のコピーを貼り付けてください。

なお、本給付金支給事業における口座情報等の目的外使用については、大阪市個人情報保護条例に基づき、大阪市個人情報保護審議会に諮問しております。

Q 確認書の記入方法がわかりません。

A 世帯主の方が、確認欄の「支給要件」「同意事項」を十分にご確認のうえ、確認日、世帯主の生年月日、連絡先を記入し、チェック欄(□)に✓を記入してください。

「振込口座等」の欄に記載があり、振込口座を変更せずそのまま振り込みを希望する場合は、確認欄「口座変更なし」にチェック(☑)するだけで記入は終わりです。確認書を切り離して同封の返信用封筒にて返送してください。

切り離れた左側の「本人保管用」は、お問合せの際に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

Q 給付金はいつ頃振り込まれますか？

A 確認書の記入不備などがなければ、受付後おおむね1か月程度で振り込みの予定です。なお、返送後の受付状況などは、下記の専用ホームページにおいて確認書に記載の「お問合せ番号」により確認できます。

受付状況等の確認はこちら

大阪市所得減少世帯臨時特別給付金

検索